

5-2. 保全方策及び活用方針

1) 基本構想における保全・活用方針の考え方

(1) 自然環境の保全方針

本緑地では地形と水域環境を基盤とした多様な植生の群落構成により、また本緑地にしか見られない貴重な群落により特有の樹林地環境・景観が形作られ、そこに貴重種を含む多様な動物の生態系が形成されているため、植生と、水環境を保全・活用していくことが基本とされている。

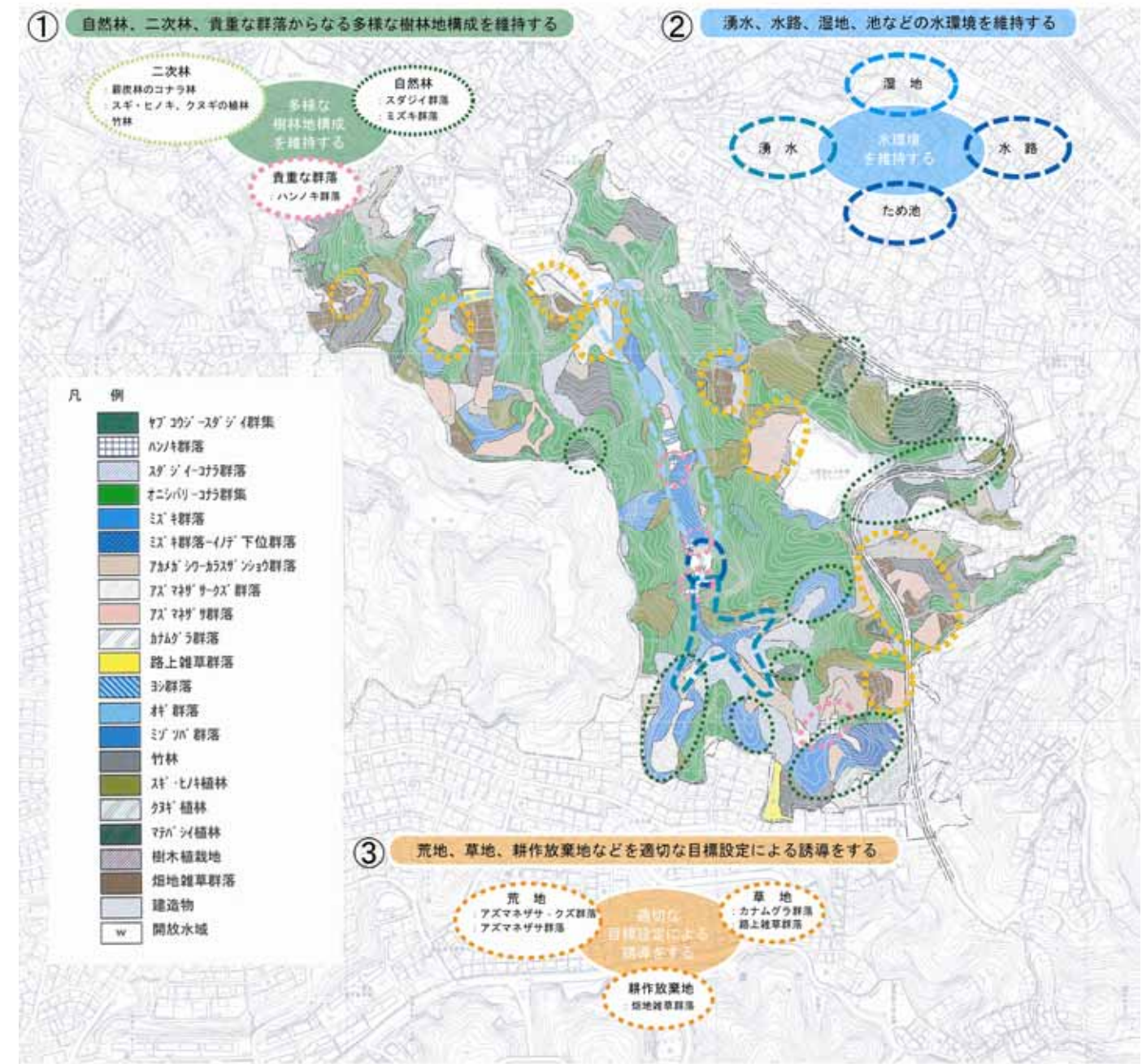


図5-4 基本構想における自然環境の保全・活用方針図

(2) 市民利用のための活用方針

本緑地は自然環境の保全・活用を前提に、自然を守る活動、自然に親しむ活動、自然に学ぶ活動の場としていくことが求められているため、これらの活動によって自然を損なうことのないよう立ち入りの範囲、一度に立ち入る人数、活動内容を適切に設定し、基本的に新たに手を入れることによって自然を傷めたり、改変したりすることを最小限に止めることが基本とされている。

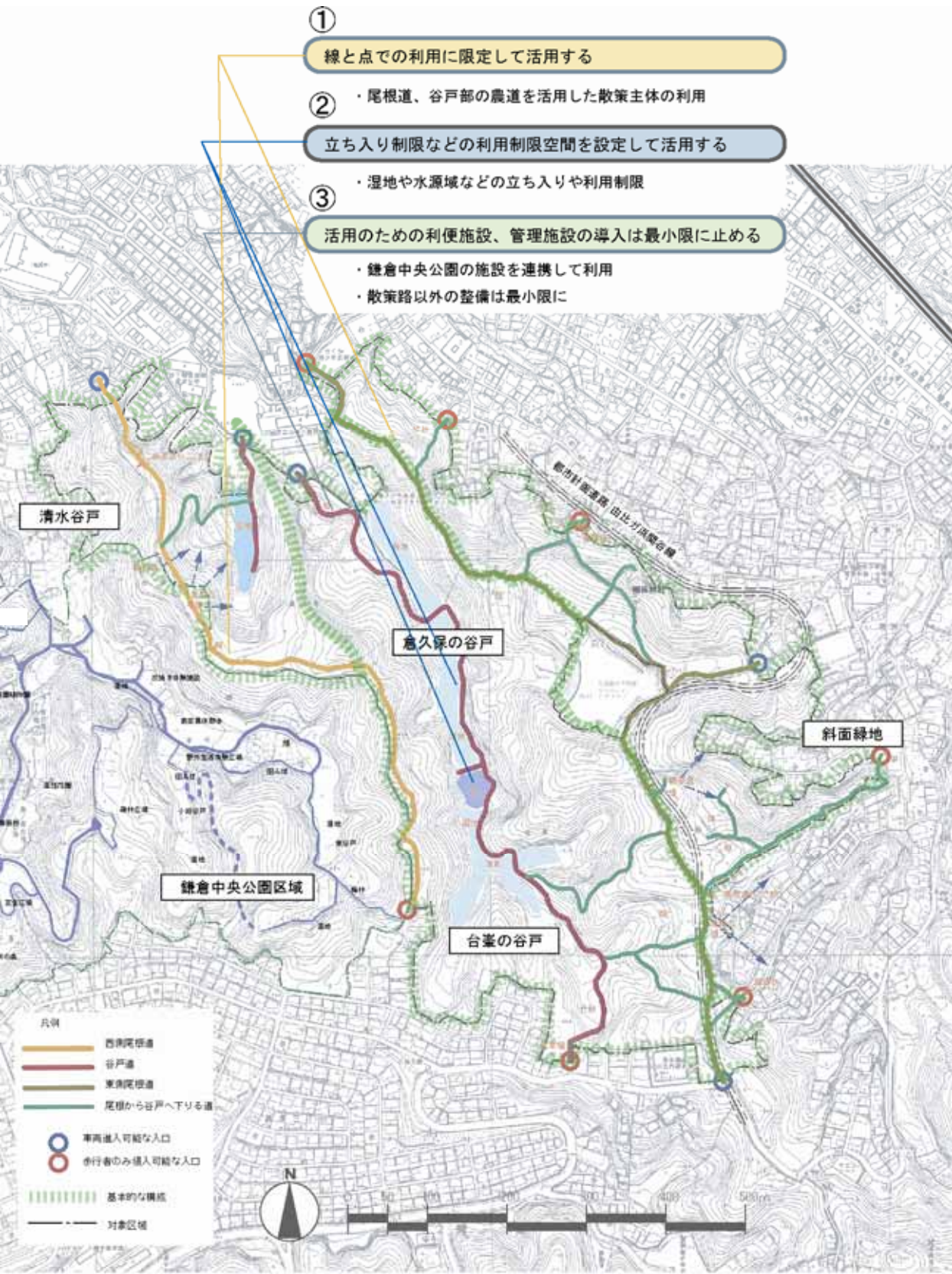


図5-5 基本構想における市民利用のための活用方針図

2) 保全方策及び活用方針

基本計画における具体的方針で示した保全と活用の方針に基づき、計画地の補足調査の状況をふまえ以下に示すような保全方策及び活用方針と保全管理の内容を設定する。

(1) 保全方策及び活用方針の設定

自然環境の保全方策及び活用の方針と保全管理の内容			具体的な内容（基盤整備計画、樹林地等保全整備計画等）	
自然林、二次林、貴重な群落などからなる多様な樹林地構成を維持する	貴重な群落、自然林の保全	ハンノキ群落等の多様で価値ある樹林地の構成を維持し、生態系の健全度、多様性の基本となる植生環境を保全		樹林地等保全整備計画 P 62～70、74、78、81 参照
	二次林の保全と健全化に向けた管理	各群落の遷移の段階や方向性に応じた誘導を基本に、林床管理、立木密度の管理等より樹林の健全度を保つ		
	乾燥化に対する植生管理	水環境のコントロールによるハンノキ群落の維持育成		
	生き物の生息・生育環境の保全	大径木の育成によるフクロウの繁殖環境の保全 昆虫類等の餌場環境の改善		
	森林景観の保全・活用	明るく多様性の高い群落の創出 斜面樹林の連続的な保全を図り、緑豊かな環境を演出		
	防災上の樹林の保全と管理	災害防止のための急傾斜地における植生の保全管理		
湧水、水路、湿地、池など多様な水環境を維持する	集水域を保全するための樹林管理	現在水量が低下している様子はないが、一部で洗掘が進んでいる。また、アズマネザサ群落等の藪に囲まれている部分も多く、一部水路が埋まりそうであったり、湿地への立ち入りによって荒らされたりする可能性がある場所などは、適切な保全を行う。		樹林地等保全整備計画 P 62、67、68、69、70 参照
	湧水を保全するための地形改変の防止	湧水および源流部分周辺は谷戸の自然環境を保全する上での重要な場所であるため、立ち入り禁止などの措置も含めて保全を行う。		
	谷戸の水路を保全するための地形等の保全	水路の侵食（洗掘）対策を行う 水路に覆いかぶさったササを刈るなど、定期的な管理を行う		
	水辺景観の保全・活用	谷戸のため池周辺や湿地を中心とした水辺の自然景観の保全を図り、植生と一体となった環境を演出する		
	水辺の生き物の生息・生育環境の保全	ヨシノボリ等の動植物の生息・生育に即した環境を把握し、適切な管理により生育・生息環境の保全を図る		
	谷戸の連続的なエコトーンの保全	動物の生息環境としての連続性を確保するため、利用者からの一定のバリエーションを持たせるなど、保護機能を強化する		
荒地、草地、耕作放棄地などを適切な目標設定により誘導する	水田・畑としての再生	放棄された水田を市民等の活動により再生する 畑地の継承、放置された畑地を苗畑等として活用する		樹林地等保全整備計画 P 76、79 参照
	多様な草地への誘導	アズマネザサ群落を草刈で広場的な低茎草地にするなどの活用を図る ススキなどの高茎草地等を多様な草地へ誘導する		
				樹林地等保全整備計画 P 71、76、79、82 参照

（２）樹林地の保全と活用

本緑地における多様な自然環境を保全するためには、樹林地や湿地等の自然環境の保全管理がポイントであり、樹林地の保全と活用においては、とくに水源林としての役割を重視した保全管理が必要となる。

集水域を水源地域として保全管理するためには、良質な土壌を保つことと、地表の保水力を向上させることが重要である。一般に地表の保水力を向上させるためには、林床に多様な植生を育成させる必要があり、傾斜地の場合は表土が喪失し裸地化することで、保水力が低下するとともに、斜面崩壊を引き起こす。

特に源流域の急傾斜地にある樹林は、転倒を防止するための樹冠の軽減剪定、枯損木、傾斜木等を選択して伐採する等の適切な樹林管理を行うことが求められる。林床への日射量を確保することで表土・地形等を保全する草本類から高木層までの複層林化を図ることができ、地表面の保護と、根茎が立体的に土壌を抱き込むため、樹木の転倒や、地すべり・土壌流出を防止することが可能となる。

【源流の森と里山の保全ゾーン】

水源涵養の機能を果たす樹林として、コナラ等の落葉広葉樹二次林、スダジイやコナラ等の混生二次林、スダジイ等の常緑広葉樹林などの保全を図るものとし、下層植生の発達した複層林化を目指しつつ、適切な管理を図る。

（３）湿地・ため池の保全と活用

本緑地にはため池や様々な水分環境の湿地が存在し、多様な植生が成立していることから、様々な生物の生息環境が形成されている。

一般に湿地は徐々に乾燥化する傾向があり、最上流部のハンノキ群落の林床にアオキやアズマネザサの繁茂が著しく、下流側でもオギ群落の面積が減少しツル植物のカナムグラの繁茂により被圧されている状況が確認された。

このまま手を入れずに放置して自然遷移にゆだねた場合、谷戸は乾燥化がさらに進行するため谷戸の自然環境も単調なものに変化してしまう可能性が高い。

本緑地には清水谷戸と倉久保・台峯の谷戸の大きく２つの谷戸が形成されており、谷戸が１つの構成要素となっている里山の自然環境は、そこに生息するホタル・ドジョウ・ヨシノボリ・カエルやカヤネズミ等の貴重な生き物とともに積極的に保全する必要があるといえる。

本緑地の場合、湿地の乾燥化の原因としては、かつては谷戸の最上流部まで広がっていた水田の耕作放棄や、それに伴うため池の維持管理の放棄による浅底化と老朽化が考えられる。また、ため池下流の水路河床が洗掘されて深くなり、水位が下がっていることも一因として考えられる。

本緑地の湿地の乾燥化を食い止め、谷戸の多様な生息環境を保全するためにも、湿地や水田の復元は重要な課題の１つであると言える。このような観点から、各谷戸におけるため池と湿地の保全管理の方針を以下のとおり整理する。

【源流域の湿地保全エリア】

ため池の上流側にはハンノキ群落を確認することができる。なお、ハンノキ群落の林床には、これまで湿地の乾燥化を防ぐために行われた様々なエコアップ作業の成果により、水辺や湿地に生育するハンゲショウやセリ等の湿性植物が見られる。このハンノキ群落を含む谷戸の景観は、本緑地を代表するものであり、多様な湿地環境とともに保全を図る。

市内でも最も広くまとまって確認された再奥部にあるハンノキ群落の林床には、前回の植生調査時と比較して、アオキやアズマネザサの繁茂が進んでいることから、初期整備として、これらを伐採し堆積している枯草とともに搬出するとともに、適切な水環境の保全を図る。

また、ため池に関しては、上流からの土砂の流入を防止して水質の改善を図るとともに、ため池から上流の斜面林を含んだ水系環境とともに、一体的な保全を図る。

【里山の湿地保全エリア】

ため池の直下流側は上流側ほどではないがハンノキ群落が確認されているエリアである。しかしながら、前回の植生調査時に比べ、一部に衰えが見られる状況であり、ため池下流の水路の河床が洗掘されて深くなり、水位が下がっていることなどが影響しているものと考えられる。

このエリアは基本的にハンノキ群落とヨシ群落を保全するものとし、面的にまとまったヨシ原の中にハンノキが散在する湿地環境の保全を目指す。

なお、散策路に関しては、既存の散策路の活用を基本とする。特に谷戸の際部には湧水等の水口もあるため、不用意に近づいて荒らしてしまわないような方策を検討する。

また、この区間の水路にはマシジミ・ヨシノボリ・ホタルなども見られるため、その生息環境の保全に努めるとともに、今以上の洗掘や水路幅の拡大を防ぐために片側に空石積みなどの防護策を施し、河床にも石の落差工を設けて河床を上げるなど、谷戸の水分環境を下流に向けて積極的に改善する措置を講ずる。

【里山の湿地再生エリア】

このエリアは「里山の湿地保全エリア」の下流側に位置し、放棄された水田の水分のわずかな違いで、生育する植物が異なり、様々なハビタットが成立している大切な場所である。前回の植生調査時と比べ特にオギ群落が著しく減少し、帰化植物のカナムグラ群落に置き換わっている状況であり、湿地の乾燥化により谷戸の湿性草地の様相は変化しつつある。地権者が下草刈りを行ったことがあるとのことで、この人為的に形成されたギャップ^{*1}が誘因となり、その後継続してカナムグラの刈取りを行わなかったことも影響し拡大したとも考えられる。

したがって、低草～高茎の湿性植物が連続的に分布する湿地を再生するために、カナムグラ群落の除去と、カナムグラが好む土壌の富栄養化を招いていると考えられる堆積しているオギ等の枯れ草を搬出し、湿地の乾燥化を改善するために水路の河床の洗掘を防止し適切な水位とする。

このように谷戸の湿地環境を積極的に改善する措置を講ずることにより、衰退したオギやヨシの群落が再生し、このことがカヤネズミ等の小動物の生息環境の拡大にも寄与することから、谷戸の生物多様性にも貢献するものと考えられる

【水田・湿地再生エリア】

清水谷戸は倉久保の谷戸、台峯の谷戸とは別の独立した谷戸であり、田畑・雑木林・竹林等の里山の構成要素がコンパクトにまとまった里山らしい景観を呈しているエリアである。

現在、山崎小学校で稲作体験として利用している水田とともに、谷戸田としての水田・湿地環境を積極的に再生する。

*1：主に森林において倒木や枯死などの要因によって林冠・林内に生じた空間的隙間のこと

5－3．導入施設及び規模

1) 基本構想における導入施設の考え方

(1) 導入施設の基本的な考え方

基本構想において導入施設の基本的な考え方としては、以下に示す2つの側面から自然環境の保全を前提とすることとされている。

- ① 現況の自然環境を大きく改変するような規模の施設の導入は避ける。
- ② 維持管理のために必要な施設は最小限に止める。

(2) 導入する機能と施設

導入する機能は散策利用のための機能と維持管理のための機能とに大別され、各々の機能に必要な具体的な施設が以下のように示されている。

表5－1 導入機能と主な施設内容（基本構想より）

導入する機能	導入施設	
散策利用のための機能	i) 散策路	・動線計画で位置づけたように既存の散策路を活用した園路
	ii) 休憩施設	・切株等の活用など台峯緑地の景観にあったベンチ等
	iii) トイレ	・数穴程度の小規模なトイレ
	iv) 駐車場	・利用を限定した小規模な駐車場
維持管理のための機能	i) 備品倉庫	・樹林や湿地の維持管理に使用する機材や道具を収納する倉庫
	ii) 更衣室	・緑地の維持管理に参加した市民が作業着等に着替えられる部屋
	iii) バックヤード	・緑地の維持管理で発生する間伐材や下枝、刈り取った草類など一時的に保管する場所

注) この表は基本構想からの引用であるため、「バックヤード」の表記になっている。

2) 導入施設計画の方針

自然環境の保全を前提に、現況を大きく改変する規模の施設導入を避け、維持管理のため必要な施設は最小限とする。

本緑地の補足調査から樹林地・草地・湿地等の保全管理、ため池・水路の保全管理を勧告し、導入する機能と施設の方針および施設例として以下のものを抽出する。

表5－2 導入施設の方針と導入施設一覧

導入する機能		導入施設の方針	主な導入施設例
散策利用 体験活動 のための 機能	尾根部 谷戸部	・尾根や谷戸の既存の道を活用した散策路と展望や歴史文化等が楽しめる休憩スペースを設置する	散策路、展望広場等休憩スペース
		・切株等の現場発生材の活用など、本緑地の景観に調和したベンチ等の休憩施設を設置する	ベンチ等休憩施設
		・適正な利用を促すために、公園内を案内し誘導する簡便なサイン類の充実を図る。なお、案内情報は、入口付近において集約的に行う。	サイン類（誘導サイン、解説サイン、案内板等）
維持管理 のための 機能	樹林地・草地・湿地等	・脆弱な湿地への踏み込みを防止しつつ、湿地の維持管理に利用するための方策を検討する	路肩等の防護
		・里山の環境を活かした環境学習の場を設ける（田圃・畑・茅場・薪炭林等）	里山体験活動フィールド
		・維持管理で生じる伐木、刈り払い屑のリサイクルのための施設を設ける	たい肥場
	溜池・水路等	・水生生物の保全と水路土手の洗掘防止のために護岸を補修する	護岸等の補修
		・ため池の堤体の定期的な管理のための施設を補修整備する	泥貯め、ササ土手護岸、管理用通路
	管理活動拠点	・管理施設は必要最小限の規模とし、環境への負荷軽減に配慮して主入口など本緑地内周縁部に配置する	体験作業棟、トイレ、用具庫、作業ヤード、更衣室
		・市民団体の保全活動を支援するための機能を有する必要最小限の施設を設ける	
		・本緑地の自然環境の保全や環境への負荷軽減に配慮して、徒歩及び自転車による利用を原則とし、必要最小限の利用を限定した駐車スペースを確保する	管理用駐車場、身障者用駐車スペース、駐輪場等
	安全管理	・管理施設周辺などの防犯上必要な箇所に、生態系に配慮して照明灯を設置する。	照明灯
		・無秩序な侵入による環境への負荷軽減や、安全対策のための立ち入りを防止する。	人留め柵、制札版

3) 利用者数の算定

本緑地の施設規模の算定基準となる公園利用人数を算出するにあたっては、基本構想において本緑地の特性から自然公園の算定法に基づいて試算が行われている。基本計画では、本緑地をできるだけ自然のままに利用する観点から線と点の利用に止めるため、それらの利用空間から適正収容人数を算定し、利用者数の算定の補足を行うものとする。

本緑地の利用空間における適正収容人数からの算定結果と、年間利用者数からの自然公園の算定法に基づいた試算結果を以下に示す。これらの検証により、年間利用者数からの自然公園の算定法に基づいた試算結果は、利用空間における適正収容人数の結果からみても妥当であることが確認されたため、導入施設の規模算定の根拠となる最大時利用者数を120人と設定する。

表5-3 利用空間の適正収容力からの試算

本緑地の主な利用空間は、散策路と緑地の出入口に諸施設を伴い設置する広場的空間の2つに大別される。それぞれの利用空間の規模より適正な収容者数を算定すると以下のようになる。

□散策路（線の利用空間）

・「散策路A」	延長 約 2,115m	
・「散策路B」	延長 約 980m	
・「散策路D」	延長 約 940m	合計 約 4,035m
$4,035\text{m} \times 1.2\text{m} \div 60\text{m}^2/\text{人}^*$		= 80人

（※出典：「主要施設整備規模算定資料—建設省関東地建園営公園事務所」より園路の原単位）

□広場（点の利用空間）

・候補地A	面積 約 1,000 m ² (450 m ² +550 m ²)	
・候補地B	面積 約 600 m ²	
・候補地C	面積 約 650 m ²	
・候補地D	面積 約 1,100 m ²	合計 約 3,350 m ²

※駐車場、トイレ等の施設や周辺植栽等を除き、広場の利用が行える空間を概ね50%と想定する。

※本緑地の自然環境を活かした静的利用が中心のため、一人当たりの広場面積をゆとりある20 m²とする。

$3,350\text{m}^2 \times 50\% \div 15\sim 20\text{m}^2/\text{人}^* = 83\text{人}$

（出典：環境省自然環境局自然環境整備課「自然公園等事業技術指針」（2001））

□適正収容者数

適正収容者数 = 散策路の適正収容者数 + 広場の適正収容者数
80人 + 83人 = 163人

よって、適正な収容者数としては160人程度まで可能と考えられる

表5-4 年間利用者数からの試算（自然公園の算定法）

自然系の緑地で、簡単なトイレ程度の施設整備しかしていない「はやま三ヶ岡山緑地 29.6ha」では、年間利用者が24,000人であり、この事例により算定すると以下のようになる。（H16年神奈川県へのヒアリングによる）

□年間利用者数の算定

事例による原単位（人/ha）は、810人/haである

$810\text{人/ha} \times 28.1\text{ha} = 22,761\text{人/年}$

よって、2.2千人程度の年間利用者が想定される

□平均日利用者数

休園日を設けなしとして、 $22,761\text{人/年} \div 365\text{日} = 62\text{人/日}$

□最大日利用者数

最大日利用者数（Vd max）= Va（年間利用者数）× Rd（季節型最大日率）※

※ 季節型最大日率：Rd：春夏秋冬の通年の利用が見込まれることから4季型と設定した。
4季型の係数は1/100

（出典：環境省自然環境局自然環境整備課「自然公園等事業技術指針」（2001））

最大日利用者数 Vd max = 228人/日

よって、200人程度の日当たり利用者が想定される

□平均時間当たり利用者数

平均時間当たり利用者数=回転率※×平均利用者数

※ 回転率は、滞在時間の長さにより係数が決まる。市民アンケートによる平均滞在時間2時間。回転率は広町と同様の1/1.9とする。

（出典：環境省自然環境局自然環境整備課「自然公園等事業技術指針」（2001））

平均時間当たり利用者数 32人/時

□最大時利用者数

最大時利用者数=回転率×最大日利用者数

最大時利用者数 Vh max = 120人

よって、120人程度の最大時利用者数が想定される

4) 主要施設の規模算定

本緑地内に整備する施設は、前項に基づき自然環境の保全・活用及び適正な利用のために必要な最小限の機能を有するものとどめ、環境負荷の軽減に努める。主な施設としては以下のものを検討する。

なお、本緑地内の施設は基本的に本緑地内の樹林管理で発生する間伐材等による木製構造物などを多用することにより木の持つ温かみを十分生かしたものとする。

また、これにより本緑地の自然景観との調和を図りつつ、里山としての森林資源の循環利用や自然環境への配慮を公園として利用者へアピールするものとする。

① トイレ

トイレは本緑地内の利用形態や公共下水道への接続、維持管理、防犯、自然環境保全の点から、散策路の出入口に近く、管理車両が進入可能な箇所に限定して設置する。

○ トイレの規模算定

最大時利用者数 便所利用率^{※2} 総穴数
120 人/時^{※1} × 1/30～1/80 = 4 穴

※緑地の出入口に設けられ集散時の利用が高いと考えられるため 1/30 を採用

総穴数 単位規模 1ヶ所当たりの標準規模
4 穴 × 3.3 m²/穴^{※2} = 13.2 m² 14 m²

ただし、「神奈川県福祉の街づくり条例」において「みんなのトイレ」（約 4 m²）を 1 つ以上設けることとされているため、多様な利用者への利便性に配慮して「みんなのトイレ」を併設したタイプとする。

出典： ^{※1}p.41 の算定による
 ^{※2}自然公園等施設整備技術指針 （財）国立公園協会

② 管理施設

本緑地の管理拠点として管理員の執務スペース、更衣室、用具庫等維持管理に必要となる最小限の機能、市民団体等による保全活動を支援するための機能、及び利用者への情報提供機能を有する施設として、最小限の規模をもつ管理施設の整備を検討する。これらは、機能の集約化を図り規模等を抑えるとともに、環境への負荷軽減に配慮し、自然エネルギーの利用等も検討する。

○ 体験作業棟の規模算定

自然公園における管理施設であるビジターセンターの規模算定を参考に、体験作業棟の規模を以下のように算定する。

最大日利用者数 利用率^{※2} 回転率^{※2} 施設利用者数
200 人/時^{※1} × 20～50% × 1/7～1/10 = 10～14 人 15 人
※体験作業棟の利用率は、トイレを併設し本緑地の案内利用にも供するため 50%を用いる

施設利用者数 一人当たりの床面積 施設規模
15 人 × 1.5～2.0 m²/人^{※2} = 22.5～30 m² 30 m²

出典： ^{※1}p.41 の算定による
 ^{※2}自然公園等施設整備技術指針 （財）国立公園協会

なお、体験作業棟の必要規模については、これを必要最小規模とするが、今後の基本設計時に本緑地の管理活動に参加いただく市民団体等の市民の意見を具体的に反映させて、体験作業棟として必要な機能と、これに基づく諸室の詳細な規模算定を行う。

【必要機能に基づく諸室毎の積み上げによる規模算定の例】（参考）

・利用者への情報提供機能、市民活動団体等による保全活動を支援するための機能、及び、市民活動準備室（更衣室）や用具庫等の維持管理のために最低限必要となる諸室を有する施設としての規模算定の一例を以下に示す。

表 5－5 規模算定の例

	施 設	機 能	規 模 (m ²)	規 模 算 定
展示・レクリエーション機能	展示案内スペース	本緑地の自然環境などについて、子供から大人までが分かりやすく理解できるように手作りの解説展示スペース	9	最大時利用者数 5 人に 1 人が利用 回転率 一人当たり面積 120 人 × 1/5 × 0.1×4.0 m ² = 9 m ² 回転率・一人当たり面積 「自然公園の施設」国立公園協会より
	研修室（作業室）	10 人規模のグループで利用できる多目的な研修室	15	利用者数 一人当たり面積 10 人 × 1.5 m ² = 15 m ² 一人当たり面積「ビジターセンターの整備に関する研究」より
管理機能	管理室	管理者の執務スペースを設ける。	7	管理者 一人当たり面積 1 人 × 7 m ² = 7 m ² 一人当たり面積「ビジターセンターの整備に関する研究」より
	市民活動準備室	ボランティアで解説や維持管理作業を行う人たちの更衣スペースとして男女別に設ける。	15	最大時利用者数 ロッカー利用率 単位規模 標準規模 120 人/時 × 0.25～0.40 × 0.5～0.7 m ² /個 =15 m ² 利用率・単位規模「建築設計ノート クラブハウス」より
その他	便所	利用者が使用する便所を設ける。	10	男子 女子 面積 みんなのトイレ (1 + 1) × 3.3 m ² + 4 m ² 10 m ² 便器数・面積「ビジターセンターの整備に関する研究」より
	用具庫	維持管理等に必要な道具や工作に必要な用具を保管するスペース	10	類似施設例による想定値
合 計			約 65 m ²	

③ 駐車場

本緑地の自然環境を保全する観点から一般利用者は公共交通機関を利用することを原則とし、駐車場は利用を限定した最小限の必要規模とする。

なお、配置場所は、比較的平坦で歩きやすい谷戸の道の出入口の候補地Aと、幹線道路と連絡している候補地Cに配置する。

○ 駐車場の規模算定

$$\begin{array}{ccccccc} \text{最大時利用者数} & & \text{自家用車率}^{※2} & & \text{回転率}^{※3} & & \text{一台当り乗員数} & & \text{必要台数} \\ 120 \text{ 人/時}^{※1} & \times & 50\% & \times & 1/1.9 & \times & 1/3 & = & 10.5 \text{ 台} & 10 \text{ 台} \end{array}$$

※自家用車率は利用圏域や平均在園時間が比較的本緑地に近い総合公園を参考とする

$$\begin{array}{ccccc} \text{最低必要台数} & & \text{単位規模} & & \text{施設規模} \\ 5 \text{ 台} & \times & 30 \text{ m}^2/\text{台}^{※3} & = & 150 \text{ m}^2 \end{array}$$

出典： ※¹p.41 の算定による
 ※²平成 13 年度都市公園利用実態調査（財）公園緑地管理財団
 ※³自然公園等施設整備技術指針 （財）国立公園協会

④ 駐輪場

公園周辺の地域住民が自転車を利用して公園へアプローチすることが想定されるため、一般利用者用として駐輪場を整備する。

○ 駐輪場の規模算定

$$\begin{array}{ccccc} \text{最大時利用者数} & & \text{自転車利用率}^{※2} & & \text{必要台数} \\ 120 \text{ 人/時}^{※1} & \times & 12.3\% & = & 14.7 \text{ 台} & 15 \text{ 台} \end{array}$$

※自転車利用率は利用圏域や平均在園時間が比較的本緑地に近い総合公園を参考とする

$$\begin{array}{ccccc} \text{最低必要台数} & & \text{単位規模} & & \text{施設規模} \\ 15 \text{ 台} & \times & 1.14 \text{ m}^2 (0.6 \times 1.9) / \text{台}^{※3} & = & 17.1 \text{ m}^2 \end{array}$$

出典： ※¹p.41 の算定による
 ※²平成 13 年度都市公園利用実態調査（財）公園緑地管理財団
 ※³造園施工管理技術編 （社）日本公園緑地協会

⑤ その他の維持管理施設

○ 用具庫の規模算定

維持管理等に必要な道具や工作に必要な用具を保管するスペースとして、約 10 m²程度を確保する。

○ 作業ヤードの規模算定

樹林の維持管理等に必要な資材等を保管したり、作業用のスペースとして、作業ヤード約 100 m²を確保する。

5-4. アクセス・動線計画

1) 基本構想における動線計画の考え方

(1) 動線の基本構成

基本構想における動線計画は新たな散策路を設定するのではなく、自然環境保全のため既存の散策路を活用することを大前提として設定している。

① 南北の散策路

- ・ 南北に地形に沿っている既存の尾根道と谷戸の道。
- ・ 湿地の周囲は片側のみの散策路利用とし、生息動物等が人と離隔距離を保てるようにする。

② 東西の散策路

- ・ 尾根や谷戸を行く南北の散策路に対し、それらを連絡する東西方向の道。
- ・ 隣接する鎌倉中央公園との連続性や倉久保の谷戸・台峯の谷戸の東側の斜面との連絡、北鎌倉方面からの連絡などを担う。

③ 管理車両の道

- ・ 既存で車両の進入が可能な道を管理車両が利用できる道とする。
- ・ 新たな管理車両用の道は基本的に整備せず、既存の道の範囲で緑地の維持管理は行う。

なお、動線計画に関して今後の留意事項として、特に以下に示す事項について整理されている。

【高齢者・身体障害者の散策について】

台峯緑地は、基本理念に示すとおり、市街地に残された貴重な谷戸や里山の自然を後世に伝えることがテーマとなっている。一方、ノーマライゼーション*の考え方や高齢化が進行する鎌倉市の状況からも、高齢者や身体障害者の方が台峯緑地の自然とふれ合えるようにすることは重要な課題である。

しかしながら、高齢者や身体障害者の方の自立した利用に必要な身障者勾配や平滑な散策路といった整備を行うことは、現況の自然環境を少なからず改変することになる。したがって、現況の自然環境を損なわない範囲で、今後新たな視点を持って、課題解決に向けて市民とともに検討していくものとする。

【湿地やため池の水辺環境について】

- ・ 湿地沿いの動線は、両岸に散策路は配さず、必ず片側のみの散策路とする。また、今後のより詳細な計画検討は、台峯の自然の推移を見守るなかで、人工物を排除する形で進めていきたい。
- ・ ため池の堤には散策路を設けない。

*ノーマライゼーション：障害者を特別視せずに、普通の人と同じように受け入れ、必要な措置をしていくという考え方。

(2) 基本構想における動線計画

基本構想では、公園への入口と動線を以下のような構成で設定しており、それぞれの散策路のイメージが示されている。

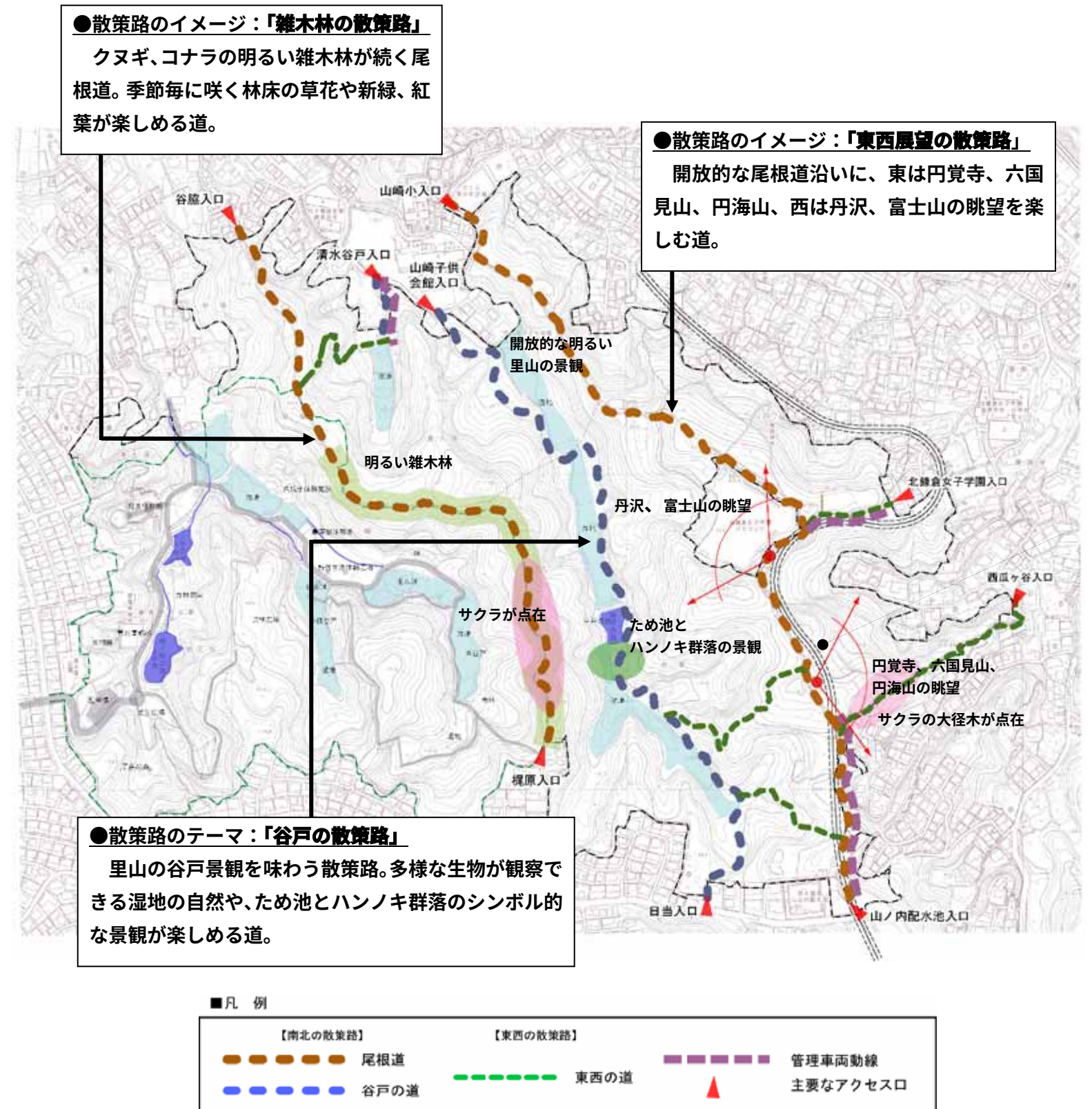


図5-6 基本構想における動線計画図と散策イメージ図

2) 動線計画の方針

基本計画においては、基本構想における動線計画の考え方を基本としながら、以下に示す動線計画の方針に基づき、入口と動線の体系を設定する。

- 動線は既存の散策路の活用を前提とし、そのルートと形状を尊重する。
- 源流域の自然の保全に配慮した動線の設定を行う。
- 高齢者や身体障害者の利用について、今後新たな視点を持って検討していく。

基本構想よりの変更点	
○主動線（谷戸部）：倉久保の谷戸～台峯の谷戸	
台峯の谷戸の自然環境の保全に留意し、主動線（谷戸部）として位置づけられていた「源流の森と里山の保全ゾーン」の区間を副動線に変更する。	
また主動線（谷戸部）倉久保は、里山の保全ゾーンから主動線（尾根部）に接続する。	
このため、基本構想で使われていた「谷戸の散策路、尾根の散策路」は、名称としては、用いないものとする。	

表 5－6 動線計画の方針と導入施設一覧

区分		動線計画の方針	主な入口・動線
入 口	主入口	・ 近隣からや公共交通機関からの到達性が良く、最も多くの利用が想定され、周辺住宅地への影響の少ないと考えられる既存の清水谷戸入口等を主入口として設定する。	山崎小入口 山崎子供会館入口 清水谷戸入口 谷脇入口、梶原入口 山ノ内配水池入口
	副入口	・ 徒歩や自転車で容易にアクセス可能で現在近隣から利用されている 7 箇所の入口を副入口として設定する。	日当入口 北鎌倉女子学園入口 西瓜ヶ谷入口等
動 線	主動線	・ 自然環境保全、及び現況における利用状況を考慮し、主入口を起終点として谷戸部の一部を除き、一巡することができる幹線園路となる主動線として設定する。	散策路 A ：尾根部 散策路 B ：清水谷戸 ：倉久保の谷戸 散策路 C ：管理用動線
		・ 多様な利用者層及び利用形態を想定し、散策等の利用を主体とするが、維持管理等のための管理用動線（現道を生かしたルート）として、一部区間を活用することを検討する。	
		・ 尾根ルートの根系の踏圧を受けているサクラ等については、樹勢に影響しない範囲で迂回することを検討する	
	副動線	・ 立ち入りを制限する区域を除き、通過が主体の入口間を連絡する動線として、既存の尾根上の入口間を結ぶ尾根ルートと、主入口から主動線を経て尾根ルートへ至る谷部や斜面を通過するルートを活用し、支線園路となる副動線を設定する。	散策路 D ：台峯の谷戸 ：主動線を繋ぐ 連絡動線
		・ 源流の森と里山の保全ゾーン内の台峯の谷戸の散策路について自然環境に留意し、副動線として設定する。	
		・ 副動線は入口間の連絡、自然観察や保安全管理活動、散策利用等を主たる目的と想定し、散策路の整備においては危険な箇所の補修程度を基本とする。	
		・ 湿地や湧水を保全するための防護策を講じる。	
		・ 防犯や緊急時における救助・救援等のための連絡動線としても活用を図る。	
	補助動線	・ 鎌倉中央公園との相互利用を図るための連絡路、副入口からの連絡路として設定する。	公園相互の連絡路 副入口からの連絡路

● 散策路の構成

本緑地内の散策路は原則として既存のルートと形状を尊重するものとし、一律の幅員確保を前提とせず現道の維持を基本とする。

・ 散策路 A：尾根部（W=0.5～1.5m）

現道を基準に通路部を 0.5～1.5mとし、路肩を含んだ園路区域は約 1.8mを標準幅とする。
尾根部の平場で眺望が良好な箇所については、展望スポットとして丸太などを用いた簡易なベンチ等の休憩施設を設置し、散策利用の利便性を図る。

・ 散策路 B：清水谷戸・倉久保の谷戸（W=0.5～1.5m）

現道を基準に通路部を 0.5～1.5mとし、路肩を含んだ園路区域は 1.8mの標準幅とする。
水辺のハンノキ林等の谷戸の眺望が良好な箇所で比較的周辺に影響を与えず空間が確保できる場所については、休憩スポットとして丸太などを用いた簡易なベンチ等の休憩施設を設置し、散策利用の利便性を図る。

・ 散策路 C：管理用動線（W=約 1.8m）

田畑、樹林の維持管理への対応や、利用者の緊急救護等の場合にも対応できるよう、現道を生かした幅を基準に園路区域を約 1.8mの標準幅とする。
なお、ため池への管理用動線の取り扱いについては、ため池の改善手法や維持管理の内容を踏まえ今後検討する。

・ 散策路 D：台峯の谷戸、主動線を繋ぐ連絡動線（W=0.5～1.0m）

現道を基準に通路部を 0.5～1.0mとし、路肩を含んだ園路区域を 1.5mの標準幅とする。
なお、比較的周辺に影響を与えず空間が確保できる場所については、登り下りの際に道を譲ることができる空間として確保する。
※園路区域については、安全確保（見通し）のため、ササ・枝の刈り払い等を行う範囲を示す。

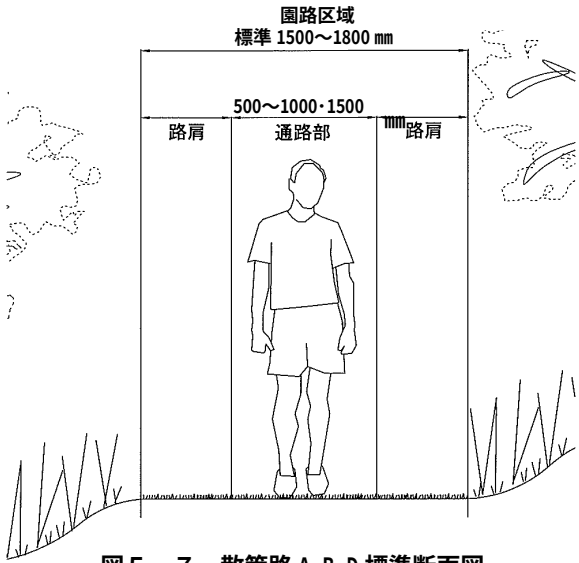


図 5－7 散策路 A・B・D 標準断面図

